

柔道整復師受任者払の申請の手続きについて

○ 新規に指定申請を行う場合に必要な書類は次のとおりです。

★柔道整復師が1人で、開設者と同一の場合

1. 柔道整復師の施術に係る療養（補償）給付たる療養の費用の受任者払の取扱いに関する申出書
2. 確約書

☆柔道整復師が複数いる場合又は開設者と施術者が異なる場合

1. 開設者以外の柔道整復師が担当した施術に係る受任者払の指名施術所申請書
2. 柔道整復施術費用の受任者払に係る同意書（複数の柔道整復師がいる場合に必要）
3. 受任者選任届（法人の場合及び開設者と受任者が異なる場合に必要）

★☆共通の提出書類

1. 柔道整復師免許証（写し）
2. 施術所の平面図及び所在地略図
3. 指定・指名機関登録（変更）報告書（診機様式第22号、第23号）

○ 新規指定申請にあたっての留意事項について

指定申請書等を受理した上で、指定の適否を審査した後に決定通知を行いますので、早期の指定を希望される場合は申請書等の関係書類をできるだけ早めにご提出願います。

また、申請書等については直接当局労災補償課あてにご提出下さい。

○ 指定日等の取扱いについて

指定に係る審査処理には所要の期間を要しますのでご理解願います。

○ 指定申請にあたっての照会先について

〒690-0841
松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階
島根労働局 労働基準部労災補償課 医療係
TEL 0852-31-1159